

改正ポイント 3 低所得者に配慮した保険料設定 ～負担のあり方や制度運営の見直し～

保険料の細分化を図り、低所得の人にきめ細かく配慮した新しい段階設定になります。
また、要介護認定事務の見直しや保険者の権限を強化し、制度運営の安定化を図ります。

■ 第1号保険料の見直し

現在、第1号被保険者の保険料は、所得に応じて5段階に区分されていますが、このうち第2段階を細分化し、低所得者の保険料負担の軽減を行います【表2】参照）。

新しい区分による18年度介護保険料については、6月中旬に納入通知書を送付いたします。記載内容を確認されますようお願いいたします。

また、特別徴収（年金天引き）を行う年金の対象が10月から、障害年金・遺族年金まで拡大されます。

なお、17年の地方税法の改正により市民税課税対象者が拡大されたことに伴い、保険料の所得段階が変わり、負担額が増加する場合があります。このため、18・19年度は保険料率の調整が行われ負担額の急激な変化を緩和する措置が講じられます。

保険料の見直しにより
65歳以上の基準月額が4,450円

介護保険の制度は、3年ごとに保険料が見直されます。今回、第3期介護保険事業計画期間（18～20年度）の介護保険事業費（介護給付費）の推計を基に、保険料が決定されました。

計画策定における基本理念や介護サービスごとの介護給付費見込額についてご紹介します。

市では、介護保険料の見直しを含む介護保険事業計画と、新たな高齢者保健福祉計画を策定するため、5回にわたり「宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会（以下「審議会」という）」を開催し、検討を重ねてまいりました。

2月24日の第5回審議会において計画を取りまとめ、村上委員長から市長に報告されました。

この第3期計画では、「高齢者の尊厳の尊重」などを基本理念に設定し、施策の基本目標に ①在宅介護の推進 ②介護予防の積極的な推進 ③認知症高齢者対策の推進 ④高齢者の生活を支える環境づくり⑤高齢者の生きがいづくりや社会参加の支援の5つの柱を掲げ、各施策に数値目標を設けました。

さらに、市内を5つの日常生活圏域に分け、地域密着型サービスの拠点整備を進めることを盛り込みました。

改正ポイント 2 新たなサービス体系の確立 ～住み慣れた地域で自立した生活を支援～

介護予防の拠点となる「地域包括支援センター」を設置し、高齢者の生活を総合的に支援します。また、在宅と施設介護の中間的役割を担う「地域密着型サービス」を充実させ、在宅支援を強化します。

■ 地域包括支援センター

地域における総合的なケアマネジメントを行う中核機関として新しく地域包括支援センターが設置されます。保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーが連携して、介護予防に関する次の業務を行います。

- ①介護予防ケアマネジメント
- ②総合相談・支援
- ③権利擁護、虐待早期発見・防止
- ④地域のケアマネジャーなどの支援

■ 地域密着型サービス

住み慣れた環境の中での介護が、閉じこもりの防止や認知症の予防、重度化の防止には効果的とされています。

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、要介護1～5、要支援1・2の人を対象に、地域の実情に合わせて整備される地域密着型サービスが導入されることになりました。

第3期介護保険事業計画で「小規模多機能型居宅介護」については、18～20年度までの3年間に、圏域（旧5町）ごとに5カ所の整備を計画しております。

3年間で138億円を給付

介護保険制度は、3年を1つの事業期間として、保険料などを決定します。その基本となるのが介護給付費です。

介護給付費は、推計した事業量に国が決定する介護報酬（1つのサービスにいくら必要か）を乗じて総額を見込みます。

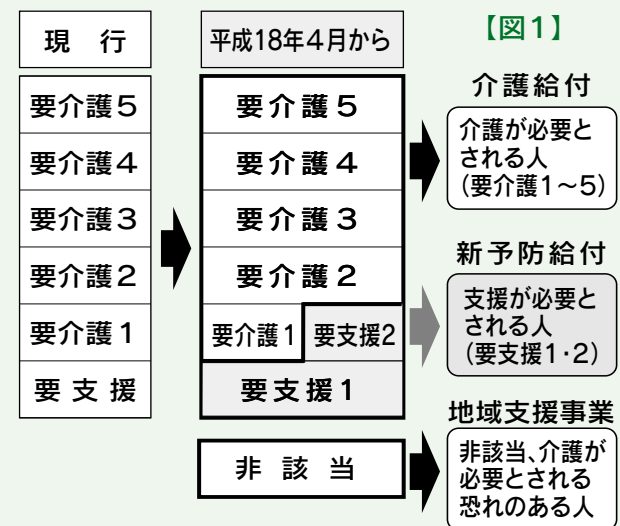
市では、20年度要介護（要支援）認定者数を3,278人と見込み、うち居宅でサービスを受ける人を1,874人、施設に入所する人を711人と見込んでいます。

それぞれのサービスにかかる費用は【表1】のとおりです。1割の利用者負担を除いた介護給付費の3年間の合計は、約137億9,000万円と見込まれます。

改正ポイント 1 予防重視型システムへの転換 ～介護を「予防」するサービスを開始～

今回の改正では、介護認定区分の見直し【図1】参照）が行われました。それに伴い、軽度の要介護者に対して、状態の改善に向けた介護保険の「新予防給付（介護予防サービス）」がスタートします。

また、地域でも要介護状態にならないための「地域支援事業（介護予防事業）」が行われます。



■ 新予防給付

要支援1・2の人が対象で、通所系のサービスを中心に、必要に応じて訪問系サービスなどの介護予防サービスが利用できます。

■ 地域支援事業

非該当や要介護になる恐れのある人が対象で、自立した生活が送れるよう介護予防事業などのサービスが提供されます。

介護保険制度改正

新制度と地域支援で
支える元気な暮らし

元気な人がなるべく要介護にならないように、また要介護になってからも地域で自立した生活が送れるように、平成18年度から「新しい介護保険制度」と「地域支援事業」の2本柱で、高齢者を継続的に支えていきます。

問合せ先

介護保険課

☎32-1111

【表1】 18～20年度のサービスにかかる費用
(単位:円)

介護給付費	
居宅サービス費	3,021,631,052
地域密着型サービス費	1,178,400,172
住宅改修費	49,509,182
居宅介護支援費	278,141,033
介護保険施設サービス費	6,749,819,964
介護予防給付費	
介護予防サービス費	1,403,109,328
地域密着型介護予防サービス費	26,276,580
住宅改修費	53,529,912
介護予防支援費	269,230,522
介護サービス給付費合計	13,029,647,745
特定入所者介護サービス等給付額	615,000,000
高額介護サービス費等給付額	126,000,000
審査支払手数料	20,520,000
3年間の標準給付費見込額合計	13,791,167,745

基準月額4,450円

介護サービスにかかる費用の総額（1割の利用者負担分を除く）の19%分に応じて、65歳以上の方の保険料の基準額が決まります。その基準額を基に、所得段階別の保険料が決められます。その結果1人当たりの保険料基準月額は4,450円となり、3月定例会で決定されました。

また、18年度から、所得の低い方の負担能力によりきめ細かく対応できるよう、保険料段階が6段階に見直されました。保険料の賦課計算方法は、【表2】のとおりです。税制改正により保険料段階が上がってしまう方には、平成18・19年度は段階的に保険料率で緩和措置が取られます。対象者にはこの表によらず、別途納入通知書でお知らせします。

【表2】	対 象 者	計算方法
第1段階	生活保護、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	基準額×0.50
第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の者	基準額×0.50
第3段階	市民税世帯非課税者で前2段階に該当する者以外の者	基準額×0.75
第4段階	市民税本人非課税者	基準額
第5段階	市民税本人課税者で合計所得金額200万円未満	基準額×1.25
第6段階	市民税本人課税者で合計所得金額200万円以上	基準額×1.50